

学校法人大成学園 内部監査規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大成学園(以下「学園」という。)の内部監査実施に関する事項を定めることを目的とする。

(監査担当者)

第2条 内部監査は監査担当者により実施する。監査担当者は法人監査または必要に応じ理事の指名指名する臨時監査担当者とする。また学長、校長および幼稚園長は、随時監査担当者を所属の職員の中から選び、所属組織内部の監査をすることができる。

(監査時期)

第3条 監査は定期監査および臨時監査とする。

- 2 定期監査は毎会計年度に1回又は1回以上行う。
- 3 臨時監査は監査担当者の計画に基づいて適時行う。

(監査手段)

第4条 監査の方法は書類監査又は現地監査等による。

- 2 書類監査は証票、伝票、帳簿および決算書ならびに諸文書(各種を含む)諸規程等を調査する。
- 3 現地監査は実査、面接、確認および立合等による。

(会計監査)

第5条 会計および経理監査については、公認会計士の監査に立合い、または共同して監査することができる。

(業務監査)

第6条 業務監査は学園の事業目的達成のための指針、方策、組織、機構、諸規程、制度、整備等のほか監査内容を選び実施することができる。

第7条 監査終了後は監査結果について速やかに理事長または任命者に報告し、必要に応じ講評を行う。

ただし、監査中緊急の要を認めた場合は中間においても報告し善後策の資とするものとする。

- 2 監査報告後、監査担当者は各部署における監査結果に基づく実施、改善等の状況を理事長または任命者を通じて報告を求めることができる。

付則

- 1.この規程は、平成8年(1996年)10月1日より施行する。